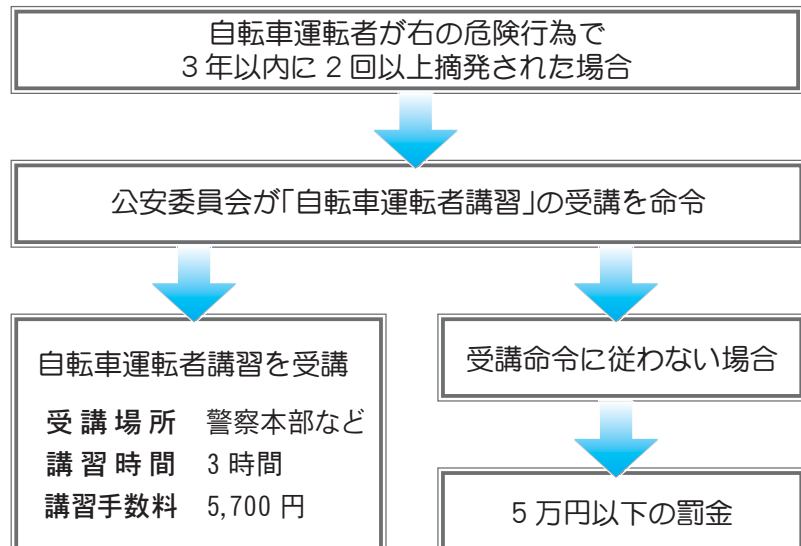




自転車運転者講習制度が始まりました

道路交通法が改正され、平成 27 年 6 月から「信号無視」や「遮断踏切立入り」「一時不停止」「酒酔い運転」などの危険行為で 3 年以内に 2 回以上摘発された場合に自転車運転者講習の受講が義務付けられました。

自転車運転者講習制度の流れ

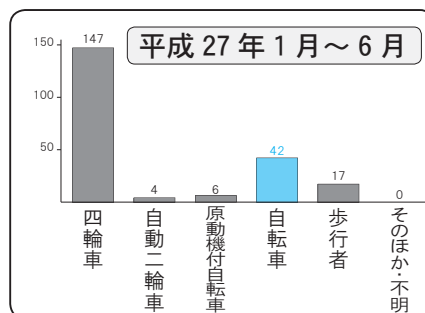
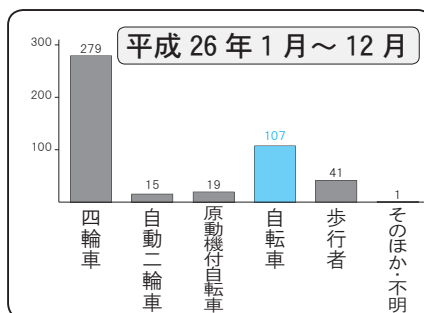


14 の危険行為

- ・信号無視
- ・通行禁止違反
- ・歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反)
- ・通行区分違反
- ・路側帯における通行方法違反
- ・遮断踏切立入り
- ・交差点安全進行義務違反等
- ・交差点優先車妨害等
- ・環状交差点安全進行義務違反等
- ・指定場所一時不停止等
- ・歩道通行時の通行方法違反
- ・制御装置不良自転車運転
- ・酒酔い運転
- ・安全運転義務違反

幸手警察署管内の人身交通事故における自転車の構成比

- ・幸手警察署管内において、人身交通事故に占める自転車利用者が交通事故により死傷した割合は、四輪車に次いで約 2 割と高くなっており、自転車利用のさらなるマナーアップを推進するなど、交通事故防止対策は、喫緊の課題となっています。
- ・本年 6 月 1 日から施行された自転車運転者講習制度も、交通事故防止対策の一環です。



秋の全国交通安全運動

9 月 21 日(月)～30 日(水)の期間、秋の全国交通安全運動を行います。

県では、自転車の安全利用の推進を重点に掲げ、下記の自転車安全利用五則を含めた交通ルールの遵守、マナーの向上を促進します。

自転車安全利用五則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
- ⑤ 子供はヘルメットを着用(高齢者も着用)

交通安全パレードを実施します

と き 9 月 26 日(土)午前 10 時 20 分から
ところ 市役所駐車場～東さくら通り
※雨天中止の場合には、午前 8 時に防災行政無線でお知らせします。



犯罪の被害に 遭わないために

問合せ 幸手警察署 ☎(42) 01110



犯罪の発生状況

今年1月～6月に市内で発生した刑法犯罪は228件で、件数の多い順に、自転車盗47件、万引き42件、器物損壊18件となっており、これらの犯罪で全体の約46%を占めています。

自転車盗の被害に 遭わないために！

最も件数の多かった自転車盗ですが、そのうち約40%は無施錠での駐輪中に被害に遭っています。

短時間であっても、自転車から離れる場合は必ず施錠し、例えば自宅の敷地内であっても必ず施錠するようにしましょう。

ワイヤー錠、U字ロックなど複数のカギをかける『ツーロック』は、物理的に盗まれにくくなるだけでなく、視覚的な効果もありますので実践

してみましょう。

地域の力で 未然に犯罪を防ぐ！

現在、市内では、47団体の自主防犯団体が、地域の犯罪防止のために活動しています。

犯罪者が、犯行を諦めた理由の第一は「近所の人に声を掛けられた」「近所の人からジロジロ見られた」というもので、いかに周囲の目を気にしているかが伺えます。

近隣同士のあいさつや声掛けが普段から行われている地域では、犯罪の発生件数が少ないことは、統計からも明らかです。

自分たちの地域から犯罪者を遠ざけるため、日ごろからみなさんが結束して防犯に努め、互いにあいさつをしたり、見知らぬ人がいないかを意識することが重要です。

子育て世帯幸手産特別栽培米コシヒカリ給付事業

国の「地域住民生活等緊急支援のための交付金」を活用し、子育て家庭の経済的負担の軽減、幸手産特別栽培米コシヒカリの普及のため、中学生以下の子どもが1人以上いる世帯主に「幸手産特別栽培米コシヒカリ」を給付します。

※なお、この給付を受けるためには申請が必要ですので、忘れずに申請をお願いします。



問合せ 子育て支援課 ☎(42) 8454・FAX(42) 2130

給付対象 8月31日現在、幸手市住民基本台帳に登録され、同一世帯内に中学生以下の子どもが1人以上いる世帯主

給付品 1世帯につき、『幸手産特別栽培米コシヒカリ精米 5kg(新米)』

申請方法 対象者には、9月10日過ぎに申請書類を郵送します。9月30日(水)までに必要事項を記入、押印の上、子育て支援課(ウェルス幸手)へ持参または郵送してください(当日消印有効)。

受取方法 以下の2つの受取方法から選択できます。

▶引換所での受取り

申請者(世帯主)あてに、9月下旬から順次「幸手産特別栽培米コシヒカリ引換券」を書留郵便でお送りしますので、9月26日(土)～10月31日(土)の期間中に引換所でお米をお受け取りください。

※引換所での受取りの場合、引換所で利用できる「買物券(500円分)」の特典があります。この買物券は、引換所で引換券とお米の交換時にお渡しします。

引換所

農産物直売所「さくらファーム」〔内国府間 67-1(北公民館前) ☎(44) 9559〕
※引換時間は、午前9時30分から午後4時まで(水曜日定休)

▶自宅での受取り

申請者を受取人として申請書記載の住所にお米をお届けします。

※自宅での受取りの場合は、日本郵便株式会社、または、埼玉みずほ農業協同組合を通じて、11月から順次お届けします。